

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|-----------------------|---|---|------------------------------|--------|--------|--------|---|
| 【01政策】 健康づくりと地域医療 | <p>みのおライフプラザ・市立病院を中心に、民間事業者、NPO等がそれぞれサービスの供給主体として、その特性を生かし、互いに補完し合える体制を整え、保健・医療・福祉サービスの総合的な推進を図る。</p> <p>【施策体系】 (1)健康づくり・健康増進事業の充実 (2)保健事業の推進 (3)地域医療・救急医療体制等の確立 (4)市立病院の充実</p> | <p>・健康づくり施策を総花主義から重点化へとシフトし、健康増進事業や各種保健事業の取り組みを着実に実行してきた。また、生涯スポーツ部門や教育関係部門等との連携事業が増加し、他部門においても健康づくり施策への理解が深まってきた。</p> <p>・市立病院において、施設改修やチーム医療の推進等により、医療の質の向上が図られた。また、地域医療室の充実により病診連携が促進された。</p> <p>・豊能広域こども急病センター開設により、小児救急の体制充実が図られた。</p> | 健康だと思ふ市民の割合 | 74.1% | 75.9% | 76.6% | <p>・健康づくりの継続性を確実に根付かせていくためには、地域全体で健康増進事業や各種保健事業を推進していく必要がある。</p> <p>・勤務医不足の社会問題が深刻化する中で、安定した医療を提供していくためにも、近隣市も含めた地域全体での医療提供体制を構築する必要がある。</p> <p>・新型インフルエンザの発生、流行に備えては、国、府において行動計画、ガイドライン等、対策が進められているところであるが、市においても、安心・安全の観点から独自の対策（体制整備、事前準備）を講じる必要がある。</p> |
| | | | 乳幼児期の「食育」についての関心や興味がある保護者の割合 | 76.4% | 94.0% | 89.7% | |
| | | | 地域医療支援病院紹介率 | 38.5% | 37.6% | 60.0% | |
| 【02政策】 子どもや子育てへの支援 | <p>子育てに関わる人のネットワークづくりを支援し、地域全体で次世代を育てていく環境を整えるため、より多様な保育サービスの提供を図る。</p> <p>【施策体系】 (1)子育て支援制度の充実 保育所と幼稚園の連携強化 就学前の教育・保育内容の充実 多様な保育サービスの提供と環境整備 (2)豊富な情報提供と相談体制の確立 (3)子どもの活動場所の整備 楽しく遊べる緑地や広場の整備 多様な活動場所の確保</p> | <p>・市立保育所（2カ所）を民営化し、公立・民間のそれぞれの特徴を活かしながら効率的な保育所運営を行うことにより、一時保育・休日保育といった多様な保育ニーズへの対応も進んだ。</p> <p>・市立保育所（4カ所）において各20人ずつ、既設民間認可保育所（1カ所）において20人、市立保育所の民営化に伴い20人の定員増を行うことにより、待機児童の解消を図った。</p> <p>・地域子育て支援センター（2カ所）の設置により、地域での子育て支援体制の整備が図られた。</p> <p>・箕面市要保護児童対策協議会、子ども家庭相談室の設置により、虐待の予防、児童家庭相談の取組が強化された。</p> <p>・子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施することにより、子どもが安全にいきいきと活動できる場を提供できた。</p> | 子育てしやすいまちと 思っている市民の割合 | 70.4% | 66.3% | 75.0% | <p>・定員拡大による待機児対策や新たな保育ニーズに対応する必要である。</p> <p>・専門的な相談に応じることのできる相談体制だけでなく、地域における日常的な人間関係の中で相談できる教育コミュニティづくりを推進する必要がある。</p> <p>・親子の居場所や保護者の交流といった、活動場所に関するニーズに対応する必要がある。</p> |
| | | | 子どもが参加できる場や 機会の提供 | 209回 | 205回 | 230回 | |
| 【03政策】 高齢福祉の充実 | <p>NPO・事業者・行政が協働し、互いに補完し合える福祉サービス供給の体制を整え、介護予防を視点とした福祉サービスの充実を図る。また、高齢者の就労支援、生きがいづくりを進める。</p> <p>【施策体系】 (1)地域に根ざした福祉サービスの展開 (2)要介護高齢者への介護サービスの充実と確保 総合マネジメントの推進 介護サービスの確保とサービス供給体制の多元化 介護保険の運営 (3)高齢者の自立活動への支援 高齢者ニーズに対応した福祉サービスの展開 独居高齢者施策の推進 介護予防サービスの充実 高齢者の権利擁護 (4)高齢者のいきいき生活の支援 高齢者の生涯学習と地域活動支援 高齢者の就労支援 高齢者の住宅環境の整備</p> | <p>・社会福祉基礎構造改革により行政の措置によるサービスとして行ってきた高齢福祉サービスが平成12年度介護保険事業として行われるようになったが、介護保険制度の対象とならない虚弱高齢者や、介護保険サービスだけでは社会的生活が保障されない要介護高齢者を対象に、一般地域福祉サービスとして施策を展開してきた。</p> <p>・平成18年4月から介護保険制度の抜本的改革が実施され、介護予防施策の充実と地域に根ざした居家介護サービス基盤の整備を図った。</p> <p>・地域での相互扶助活動を支援するための活動拠点の整備が進んだ。</p> <p>・介護予防・生活支援を目的に要介護高齢者への一般地域福祉サービスを構築した。</p> | 「ふれあい・いきいきサロン」の開催回数 | 520回 | 505回 | 566回 | <p>・高齢社会から超高齢社会へと移行することに伴い、介護予防施策や閉じこもりとならないための施策の充実を図る必要がある。</p> <p>・介護保険制度の改正に伴い、地域密着型のサービス拠点の整備と介護予防のサービス基盤整備が求められている。</p> <p>・住民・事業者・行政の協働・連帯による高齢福祉サービスを展開する必要がある。</p> <p>・住民参加型の社会資源の創出と地域コミュニティの醸成及びそれらに対する支援策が必要である。</p> |
| | | | 要介護高齢者介護サービス 利用割合 | 78.4% | 77.6% | 82.4% | |
| | | | 街かどデイハウスの1日 当たりの利用者数 | 44人 | 65.1人 | 70人 | |
| | | | 習い事や趣味の活動をして いる高齢者の割合 | 54.5% | 54.0% | 58.5% | |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|----------------------|---|---|--------------------------|---------|--------|---------|--|
| 【04政策】 障害福祉の充実 | <p>障害者市民のライフステージに応じた施策を総合的・横断的に展開していくとともに、地域を基盤に自立をめざした生活支援策を推進する。</p> <p>【施策体系】</p> <p>(1) 障害者の地域生活における自立支援 障害者の自立支援 通所施設等の充実 ライフステージに応じた支援体制の強化 相談機能等の充実 障害者の権利擁護</p> <p>(2) 障害者の生活環境の整備 地域福祉サービスの整備・充実 生活の場の整備 住宅環境の充実</p> <p>(3) 支援体制の整備</p> | <p>・障害者の福祉サービスは、行政が決定する「措置制度」により行ってきたが、平成15年4月からは、「支援費制度」が始まり、障害者や障害児の保護者は、自分で利用したい施設や事業者と契約して、サービスを利用することになった。平成18年度からは、障害者自立支援法の施行により、サービスが再編され、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2種類が整備された。</p> <p>・グループホームを増設するなど、障害当事者が自立した生活を送ることができるよう地域における福祉サービスの整備充実を図ってきた。</p> <p>・障害者雇用支援センターにより、障害当事者の一般就労を進めてきた。</p> <p>・障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについては、応能負担から応益負担に見直されたことによる利用者負担の問題や、報酬単価等改正により事業者の経営状況の悪化などが生じている。国においては、これに対処するため、特別対策や緊急措置を実施しているところであるが、市としてこれを踏まえ適切な対応に努めてきた。</p> | 相談機関での相談件数 | 7,243件 | 7,437件 | 13,000件 | <p>・障害当事者及びその家族からの相談を受け、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の利用を支援するため、相談支援体制維持・充実に必要がある。</p> <p>・「第二次箕面市障害者市民の長期計画（みのお N プラン改訂版）」に基づき、基盤整備とサービス利用を進める必要がある。</p> <p>・障害者自立支援法の施行により、応能負担から応益負担となる中で、利用者負担の軽減策や加算等の対応が求められている。</p> <p>・障害者自立支援法の制度改正に適切に対応する必要がある。</p> <p>・箕面市が独自に行ってきた事業所・作業所制度について、その趣旨・背景を踏まえながら、持続可能な制度へ再構築する必要がある。</p> |
| | | | グループホームの利用者数 | 73人 | 79人 | 80人 | |
| | | | 自立支援制度の指定居宅事業者数 | 89件 | 122件 | 110件 | |
| 【05政策】 住環境と住宅 | <p>若者、子育て世帯、高齢者等の多様なニーズに対応した、誰もが住み続けたいくなるような居住魅力と地域の資源を生かした個性豊かな住環境・住宅整備を図る。</p> <p>【施策体系】</p> <p>(1) 公害の防止</p> <p>(2) 良好な住環境の整備と保全 まちづくりに関する条例等の運用 建築協定・地区計画・都市景観形成地区の指定 安全性の高い住環境整備</p> <p>(3) 公的住宅の整備・運営 公的住宅の質の改善と改築 事業者との連携による公的住宅の整備 福祉のまちづくりに向けた取り組み</p> <p>(4) 民間住宅の誘導・支援</p> | <p>・公害の防止については、各種環境調査により状況を定期的に把握し、環境基準等の目標をほぼ達成できた。</p> <p>・平成15年度の高度地区における絶対高さ規制の導入や市民の自主的なまちづくり活動と協働した地区まちづくり計画の推進により、良好な住環境の整備と促進を進めてきた。</p> <p>・新築時の完了検査済証の発行件数が増加し、適正な建築物の建築が進んできた。</p> <p>・公的住宅の整備運営においては、民間借上方式により市営住宅を計画的に供給してきた結果、一定の成果が上がったが、国の補助金制度や市の財政状況等により、新規供給を控えている状況である。</p> | 公害防止計画指定地域に係る評価点数 | 7点 | 7点 | 5点 | <p>・良好な環境を保つために、各種環境調査については、社会変化にあわせて調査項目の追加等を行い、今後も現況の把握に努める必要がある。</p> <p>・社会経済情勢の変化や高齢化社会到来を踏まえた本市の都市づくりの方向性と都市計画の方針を定めるため、新都市計画マスタープランの策定を行う必要がある。</p> <p>・まちづくりや福祉の分野も横断的にとらえ既存ストックの有効活用や民間住宅の誘導・支援など、住生活の向上に向けた基本方針、具体的施策等を取りまとめる必要がある。</p> <p>・誰もが住み続けたいと思う住環境の整備が求められている。</p> |
| | | | これからも箕面市に住みたいと思っている市民の割合 | 80.7% | 78.1% | 83.0% | |
| | | | 市営住宅の入居数の住替え戸数 | 0戸 | 1戸 | 4戸 | |
| | | | 「あんしん賃貸住宅」に登録している件数 | 1件 | 0件 | 9件 | |
| 【06政策】 身近な緑と遊びの空間 | <p>都市における身近なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、防災、環境保全、景観構成などの機能を持つ緑地や公園の整備、都市空間にやすらぎを与える農地の保全を図る。</p> <p>【施策体系】</p> <p>(1) 特徴を生かした都市緑化の推進</p> <p>(2) 公園・緑地の整備と管理運営 公園・緑地の整備 公園・緑地の管理運営 市民の森・学校の杜の整備</p> <p>(3) 農地の保全と活用</p> | <p>・公園・緑地等におけるアドプト活動を活性化することで、市民の主體的な取り組みや参加団体数が増加した。</p> <p>・ふれあい農園開設事業等により、市民と農業者との交流という観点からは一定の効果が見られた。</p> | アドプト活動箇所数 | 120カ所 | 133カ所 | 140カ所 | <p>・特徴を生かした都市緑化の推進では、街路樹の維持管理に係る経費が増大しており、改善する必要がある。</p> <p>・アドプト活動団体が増加する一方、取り組みの質や頻度等で濃淡が見られたり、花苗等の受給が目的化していることから、本来の趣旨である「里親」（自主管理）意識を定着させる必要がある。</p> <p>・アドプト制度と公園等報償金制度の一元化を含め、市民主体による公園管理のあり方を検討する必要がある。</p> <p>・市民の安全を守るために、公園施設の老朽化対策として計画的な施設補修及び修繕を実施する必要がある。</p> <p>・市民農園運営を検討している農業者が増加しており、また、特定農地貸付法の一部改正によって農地所有者主体で市民農園が開設できることから、農地保全策としての市民農園のあり方を検討する必要がある。また、農業従事者高齢化とともに農地の遊休化が全国的な問題となっており、本市においても今後、世代交代を契機として農地転用が加速することが懸念されることから、その対応を検討する必要がある。</p> |
| | | | 市民参加による公園管理の割合 | 41.7% | 57.6% | 43.0% | |
| | | | 農地保全面積 | 122.7 a | 226 a | 250 a | |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|----------------------|--|---|----------------------------|---------|---------|----------|--|
| 【07政策】 廃棄物とリサイクル | <p>廃棄物の排出抑制と資源のリサイクル・再資源化を進める循環型社会を実現するため、市民一人ひとりの意識やライフスタイルの変革と市民・事業者・行政の連携による資源循環システムの構築を図る。</p> <p>【施策体系】 (1) ごみにしない・ごみを減らす ごみにしない・ごみを減らすライフスタイルの醸成 ごみにしない・ごみを減らす事業活動の促進 啓発の強化とごみ有料化の検討 (2) リサイクル・再資源化を進める 分別収集区分の細分化・多様化 リサイクルシステムの複線化 リサイクルを身近な地域コミュニティの中で (3) ごみを適正に処理する 分別収集区分への対応 適正な中間処理 最終処分場の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみにおいて、ごみ処理の一部有料制導入により、ごみの減量に取り組んでいる。 ・集団回収の継続実施や分別収集の拡大により、資源化率は目標を達成した。また、小学校・保育所の調理くずや公園・道路等の剪定枝の資源化に取り組んでいる。 ・集団回収を補完する手法として、資源ごみのキャラバン回収を開始した。また、集団回収にかかる報償金の適正化を図った。 ・ごみ収集民間委託の導入によりごみ処理経費の削減を図った。 ・平成19年7月に条例を改正し、一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する事業系ごみの処分手数料減免割合を8割から6割に改めた。 | 排出抑制量 | 4,950 t | 9,060 t | 9,100 t | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的なごみ排出抑制努力を支援する施策を展開する必要がある。 ・家庭ごみが減量される中で、事業系ごみの減量が目標を下回っているため、事業所ヒアリング、事業者対象の勉強会を開催する等、取り組みを進める必要がある。 ・リサイクル・再資源化の実施には、経費がかかるため、市の財政状況、国等の動向を見ながら総合的に判断する必要がある。 ・ごみ処理施設等の経年劣化に伴う維持管理費の増大が見込まれるほか、人材育成（有資格者の採用・配置）を早急に行う必要がある。 |
| | | | 資源化量 | 8,965 t | 8,754 t | 13,700 t | |
| 【08政策】 防災と危機管理 | <p>被害の発生と拡大を防止する仕組みを整備し、応急対策や復旧対策における横断的な対応ができるよう防災体制の整備や自治体間の広域連携の充実を図る。また、市民の防災意識の高揚を図り、自立や協働を重視した地域住民による防災組織の整備を図る。</p> <p>【施策体系】 (1) 災害に強いまちづくり (2) 災害に備えた危機管理体制の強化 (3) 地域防災力の向上 (4) 広域連携の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共建築物については、耐震化計画に基づいて順次耐震化を進めてきた。 ・河川改修や急傾斜地崩壊対策区域の排水施設の整備などの防災対策を順次実施してきた。 ・非常時における初動体制の立ち上げについて、庁内訓練（情報伝達・非常参集）の実施及びその結果検証を行った。 ・地域防災活動のための資器材備蓄倉庫の整備を行い、地域防災力向上のための基盤整備を進めた。 ・大規模災害時における相互応援協定については、競艇事業開催市及び豊能地区2市2町と協定を結び、協力体制の維持に努めている。 | 地震等の災害に備えて対策をとっている市民尾割合 | 46.0% | 47.4% | 55.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の高揚を図るとともに、自立や協働を重視した地域住民による防災組織を整備する必要がある。 ・重要物資の備蓄充足率の向上のため、備蓄スペースの確保についての検討と並行して、小売店舗との協定締結に向けて、より積極的に取り組みを進める必要がある。 ・直下型地震等の大災害の発生を視野に入れた広域連携、近隣市町との合同防災訓練の充実強化を図る必要がある。 |
| | | | 職員の非常時参集所要時間 | 85分 | 65分 | 78分 | |
| | | | 自主防災組織の結成数 | 57組織 | 57組織 | 65組織 | |
| | | | 大規模災害時における相互応援等に関する協定等の締結数 | 22件 | 30件 | 30件 | |
| 【09政策】 消防・救急体制の充実 | <p>あらゆる災害に備えた消防活動体制の強化や火災予防対策を進め、救急体制においては、より高度な応急処置技術による救命率の向上に努める。また、総合的な災害対応力を強化するために近隣消防相互間の広域連携を活用し、市民と一体となった消防行政を推進する。</p> <p>【施策体系】 (1) 適切な施設配置と消防力の拡充 (2) 火災予防体制の充実 (3) 情報収集・通信指令体制の充実 (4) 救急・救助体制の充実 (5) 消防団組織・施設・装備の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・火災件数はここ数年横ばいの状況である。したがって、過去5年間の平均出火率は3.0件と低い状況を保っている。 ・消防車両や資器材等の整備については一定水準の消防力を維持できた。 ・通信指令装置を更新し、現場到着時間の短縮を図った。 ・固定電話だけでなく、IP電話・携帯電話からの緊急通報に係る発信位置情報機器の運用を開始した。 ・救命講習の受講者数については、平成19年末の累計で13,170名と年々増加し、応急手当の普及啓発に寄与している。 | 出火率 | 3.3件 | 3.2件 | 2.97件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市街地の拡大に伴う人口増加、消防需要の増加に対応する消防力を整備する必要がある。 ・市民生活の安全を確保するため、施設維持管理、資器材等の整備が必要である。 ・消防救急無線デジタル化に多額の費用が必要になることから、広域連携を視野に検討する必要がある。 ・消防団活動の活性化や処遇改善を図り、常備消防との連携強化を図る必要がある。 |
| | | | 火災・救急現場到着までの所要時間 | 5.1分 | 5分 | 4分 | |
| | | | 救命率 | 9.1% | 11.1% | 13.0% | |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|-------------------|---|--|--|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|
| 【10政策】 交通安全の確保 | 交通事故の減少に向けて、継続した交通安全施策の推進を図る。また、歩道・自転車道等の整備促進を図り、安全性の高い道路網を確保する。 【施策体系】 (1)交通安全施策の推進 (2)交通安全教育の推進 (3)救急・救助体制の整備 | ・迷惑駐車をなくすための駐車場整備については、ほぼ実現した。 ・関係機関との相互連携による交通安全教育の充実や、さまざまな交通安全啓発活動の実施により、交通事故発生件数、死者数、傷者数が減少し、一定の成果が見られた。 ・交通事故による被害を最小限に防ぐため、救急活動における医師からの指示又は助言を受ける体制を含めた医療機関との連携を密にした救急・救助の体制の整備を図った。 | 生活道路の安全に関する満足度 人口10万人あたりの交通事故発生件数 | 37.9% 693件 | 39.8% 687件 | 40.0% 668件 | ・迷惑駐車防止啓発活動については、交通指導員による啓発活動から、警察・市・市民が一体となった地域密着型の啓発活動にシフト変換を図ってきたが、一部地域で進んでいないため、今後とも推進していく必要がある。 ・交通事故防止のために運転者講習会等を実施しているが、運転者講習会に参加する個人は概して交通安全に対する意識は高いため、交通事故を減らすうえでは、非参加者に対する啓発活動が必要である。 |
| 【11政策】 人権文化の振興 | 人権が守られていることが、市民生活の最も大切な基盤であるため、これまで社会が心理的・制度的・物理的な側面から作ってきたさまざまな障壁(バリア)を取りはらい、さまざまな人権侵害による被害の救済を図る。 【施策体系】 (1)人権尊重のまちづくり 人権行政の推進 市民との協働による人権啓発の推進 人権相談の体制整備 (2)多文化共生社会の推進 外国人市民ニーズの把握と施策への反映 国際理解及び地域活動の促進 自治体外交の推進 (3)男女協働参画社会の推進 性別による偏りのない社会システムの構築 女性の人権の確立 | ・人権相談・総合生活相談等の窓口整備と市民への周知を図り、一定の成果が出ている。 ・外国人相談件数の増加に対応し、外国人相談窓口の周知を図るとともに、外国人市民ネットワーク事業において、地域における外国人市民の主体的なネットワークを強め、日本で生活するうえで抱える課題について、議論を共有し情報交換を進めている。 ・専門性の高いカウンセリング手法を取り入れた相談事業を実施するなど、女性のエンパワメントについて個々の底上げとなる支援を行っている。 | 箕面市は人権が守られているまちだと思ふ市民の割合 多文化共生社会の実現が図られていると思ふ市民の割合 男女が平等になっていると思ふ市民の割合 | 58.5% 58.7% 35.0% | 53.9% 61.4% 34.7% | 65.0% 65.0% 45.0% | ・人権相談や総合生活相談等において、複雑・困難な事案に対応するため、庁内各部局、関係行政機関、市民団体やNPO等との連携を強化する必要がある。 ・児童虐待やDVの発生など、地域社会において人権を尊重しあう関係が十分に醸成されていない状況も見受けられる。 ・近年の国際化の進展とともに外国人市民の数が増加し、今後もその傾向が続くと考えられ、国際化を担うボランティアの質・量の向上や活動環境の整備が求められている。 ・男女協働参画の推進にかかる市民の自主活動の活性化に向けて、情報提供や活動・交流の場の整備等といった支援が必要である。 |
| 【12政策】 学校教育の充実 | 子どもたちの個性を伸ばし、自己を表現する力や生きる力を育てていくことのできる柔軟な教育活動を学校・家庭・地域が相互に連携しながら着実に進める。 【施策体系】 (1)一人ひとりの豊かな人間形成に向けた教育の充実 魅力ある教育活動の展開 教育内容等の充実 (2)開かれた学校づくり 学校と家庭・地域との連携の推進 地域の教育力の活用 学校の自主性・自立性の確立 (3)教育環境の整備充実 学習に適した施設整備 学校規模の適正化 教育センターの充実 | ・不登校児童生徒数については、スクールカウンセラーの配置や各校での取り組みが進み、減少傾向にある。 ・特別支援教育については、特別支援教育コーディネーターを位置づけ、個別の指導計画を立てていくなど、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実とともに巡回相談体制も整備された。 ・学校と地域の協働授業は全校で効果的に実施が進み、学校教育自己診断に基づく学校協議会の実施も全校に広がった。 ・全中学校区に設置されたすこやかネットについては、学校・地域・家庭の連携や地域教育力の活性化に大きく貢献した。 | 少人数指導実施率 学校協議会開催率 学校施設の耐震化率 | 62.6% 60.0% 48.0% | 64.4% 90.0% 62.6% | 100.0% 100.0% 77.0% | ・小中の接続をスムーズなものにし、一貫したカリキュラム・児童生徒指導・進路指導を展開するために、一層充実した小中一貫教育の取組が求められている。 ・学校協議会は開催回数の増加とともに協議内容等中身の充実を図る必要がある。 ・学校施設の耐震改修や老朽化した学校施設の計画的な整備・改修が必要である。 |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|----------------------|---|---|---------------------------|----------|----------|----------|---|
| 【13政策】 生涯学習の推進 | <p>民間事業者や他の機関と役割分担しながら、市民が地域において生涯学習活動に自主的に取り組むことのできる環境や学びたいときに学ぶことのできる仕組みを確立する。</p> <p>【施策体系】 (1)市民の自主的な生涯学習活動の促進 (2)多様な生涯学習機会の充実 世代を越えた生涯学習機械の充実 市民文化の振興 生涯スポーツ機会の充実 図書館サービスの充実 文化財の保護と活用 子ども・青少年施策の充実 (3)生涯学習・スポーツ情報システムの構築 (4)生涯学習・スポーツ施設の整備 地域に根ざした活動拠点の整備 広域的利用・共同利用の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の成果を地域環流できる人材養成をすすめるため、市民大学を創設した。 ・スポーツ振興指針、スポーツ振興計画を策定し、スポーツの振興を図った。 ・子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進を図った。 ・豊中市立図書館との広域連携を図り、市民の利便性が向上した。 ・人的・知的資源の交流・活用を図るため、3大学（大阪大学、大阪青山大学、千里金蘭大学）と包括協定を締結し、各種連携事業を実施した。 ・施設利用者の利便性を向上させるため、公共施設予約システムのネットワークを12館に拡大し、スポーツ施設情報提供システム（オーパス）、図書館情報システムを導入した。 ・経費の節減及び市民サービスの質の維持を検討し、各種生涯学習、文化施設（文化・交流センター、総合運動場、グリーンホール、メイプルホール、野外活動センター教学の森）に指定管理者制度を導入した。 | 生涯学習施設利用者数 | 700,122人 | 729,922人 | 715,000人 | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の老朽化に伴い、市有建築物保全計画を基本とした計画的な維持補修が必要である。 ・市民大学の学部及び内容を、より充実させる必要がある。 ・小野原西地区の整備に伴い、地域のニーズに即した生涯学習施設を整備する必要がある。 ・公民館及び生涯学習センターの管理運営のあり方について検討を行い、効率化を図る必要がある。 ・図書館の管理運営のあり方について検討を行い、効率化を図る必要がある。 ・（仮称）生涯学習推進基本計画の策定を行っており、その方策について具体化する必要がある。 ・地域でのスポーツに親しむ機会づくりについて、総合型地域スポーツクラブなど地域の自主的な取り組みが組織化されるよう支援する必要がある。 |
| | | | 生涯学習施設講座・イベント参加者数 | 66,443人 | 51,691人 | 69,000人 | |
| | | | 生涯学習施設へのホームページアクセス件数 | 560,148件 | 677,251件 | 626,000件 | |
| | | | 生涯学習・スポーツ施設の整備に関する満足度 | 12.8% | 23.7% | 16.0% | |
| 【14政策】 地球環境の保全 | <p>市民・事業者・行政が、それぞれの立場を確認し、自らの生活や仕事のスタイルを見直し、地球環境保全にかかる具体的な行動につないでいく。</p> <p>【施策体系】 (1)地球環境保全意識の向上と行動の推進 (2)地球環境保全行動の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境保全行動計画」等に基づき、環境NPOや市民団体等と協働しながら、環境学習や啓発イベント、環境講座等を実施した。 ・市内の小学校で5年生を対象にした地球環境問題に関する学習を実施していることもあり、地球環境保全のために行動・意識している人の割合が増加した。 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助を通じて、新エネルギーの活用を行う市民の支援を行った。 | 地球環境保全のために意識・行動をしている市民の割合 | 44.7% | 44.8% | 47.4% | <ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境保全行動計画」等に基づき、地球環境保全にかかるさまざまな取り組みを行っているが、公共施設から排出される温室効果ガス量をさらに抑制する必要がある。 ・市民一人あたりの二酸化炭素排出量や市民の環境に対する意識をもとに、国・府等の動向を見極めながら、市民・事業者が環境に配慮した行動をさらに進められるよう、環境に関する講座や補助制度などの支援策を検討する必要がある。 |
| 【15政策】 豊かな自然環境の保全 | <p>山間・山麓部とまちの連続性を確保し、自然と共生するまちづくりを進める。</p> <p>【施策体系】 (1)山間・山麓部の豊かな自然の保全・活用 (2)身近な自然の保全・活用と創出</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「みのお山麓保全ファンド」により、山林所有者、市民団体、行政の協働による山麓部の豊かな自然の保全・活用を図った。 ・アドプト活動推進要綱に基づき、公園・緑地等におけるアドプト活動団体数の増加を図った。 ・自然緑地指定同意面積については、38.3haから72haと倍に増加した。 | 自然緑地指定同意面積 | 71ha | 72ha | 75ha | <ul style="list-style-type: none"> ・保護樹木・保護樹林の指定件数は現状維持となっており、市民団体と連携しながら市民や事業者等への周知啓発を続ける必要がある。 ・山間・山麓部の保全活動に対する意識啓発を行い、山林所有者・市民・行政の三者協働をさらに進める必要がある。 |
| | | | アドプト活動箇所数 | 120カ所 | 133カ所 | 140カ所 | |
| 【16政策】 健全な消費生活 | <p>新技術、新製品や新商法等に伴い発生する新たな被害情報についての迅速できめ細かな情報収集・提供等により、消費者被害の発生予防と救済を図る。</p> <p>【施策体系】 (1)消費者支援と消費者被害の防止 消費者団体の活動の促進 情報提供と消費者教育の充実 消費者被害の防止 (2)地球環境にやさしいライフスタイルの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する啓発講座や消費生活センターによる相談業務の充実により、市民の安定した消費生活の実現に努めた。 ・地球環境に優しいライフスタイルを目指すという市民意識の定着については、一定の成果が見られた。 | 消費生活相談の斡旋解決割合 | 95.0% | 92.0% | 95.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和と社会の進展により、多様な取引上のトラブルが今後ますます増大する。 ・消費者の健康や生命に関係する被害事例が増加しており、市民の関心の増大と過剰反応による風評被害が懸念される。 |
| | | | 地球環境保全のために意識・行動をしている市民の割合 | 44.7% | 44.8% | 47.4% | |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|----------------------|---|--|---|--|---|---|---|
| 【17政策】 雇用創出と勤労者福祉 | 労働の多様化と流動化に対応した就業条件の整備、高齢者・障害者・女性などの多様な雇用・就業促進に向けた環境の整備など、地域に密着した労働施策を展開する。 【施策体系】 (1) 就労対策と勤労者福祉 (2) 高齢者の就労支援 (3) 障害者の就労支援 (4) 女性の就労支援 | ・各種講座の開催や労働相談を実施することにより、事業所の就労環境の向上や勤労者の勤労意欲の向上に貢献した。 ・シルバー人材センター及び障害者雇用支援センターの就業率は高く、高齢者・障害者の就業機会をそれぞれ確保している。 ・女性の就労支援については、地域就労支援センターで相談を受け、就労・雇用に関する情報の提供や、公共職業安定所（職安）をはじめ関係機関と連携する等の支援を行っている。 | 箕面市勤労者互助会への加入者数 シルバー人材センターの就業率 箕面市障害者雇用センター訓練生の就業率 地域就労支援事業における女性相談者の就業率 | 1,449人 84.6% 83.3% 6.3% | 1,457人 82.0% 90.0% 13.0% | 1,500人 85.0% 75.0% 10.0% | ・景気後退の懸念から雇用失業情勢の悪化が見込まれる中で、就労困難者等を取り巻く雇用就労環境は依然として厳しい状況が続くことが考えられる。 ・障害者雇用支援センターから障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業への移行及び就業・生活支援センターにあたっては、関係機関と連携を図り円滑に進める必要がある。 ・男女労働者の間に事実上の格差が見られ、格差是正に向け対応する必要がある。 |
| 【18政策】 産業の活性化 | 長期的な視点で商業、観光及び新産業の活性化を図るとともに、安定的・長期的な農業支援を行う。 【施策体系】 (1) 商工業の活性化 商工業活性化の支援 魅力ある商業集積の形成 商業活動と地域の調和 (2) 観光環境の整備 観光資源の整備 観光業の振興 広域観光の推進 (3) 農林業の保全・育成 農業の保全・育成 林業の保全・育成 (4) 新産業の振興 | ・箕面わいわい株式会社、商工会議所、行政の連携によって、商工業の活性化や観光業の振興等に取り組んでいる。 ・有害鳥獣による農作物被害への対応を含め、農林業の保全に努めている。 ・国、府における創業・経営改革支援事業等について、関係機関との連携を図り、制度の活用やPRを行っている。 | 市内商業の年間販売額数 府営箕面公園の観光客数 水田耕作率 市内の開業申告件数 | 4,832億円 127.9万人 87.30% 266件 | — 116.1万人 87.10% 247件 | 4,900億円 130万人 85% 270件 | ・大規模小売店舗の出店の増加で小規模小売店の販売力は低下しており、既存商業集積地の活性化が必要である。 ・観光のあり方や観光客の質的变化が見られる中で、観光関連産業が経営者の高齢化等により不安定となっている。 ・農業者の高齢化・後継者不足、有害鳥獣による農業被害等に対応する必要がある。 |
| 【19政策】 計画的な土地利用 | 既成市街地においては、駅前の商業地で、市民に親しまれ、活用されるような再整備の支援を行う。また、新市街地の形成を通して、産業の活性化、新たな雇用機会の創出など、持続的な都市発展ができるよう複合的で多機能なまちづくりを図る。 【施策体系】 (1) 既成市街地の整備 市街地の維持・再編 駅前市街地の再整備 (2) 新市街地の整備 箕面新都心の形成 新市街地における公共公益施設の整備 新市街地の計画的な形成 (3) 山間・山麓部や市街化調整区域等の保全・活用 | ・既成市街地について、箕面地区では、みのおサンプラザ公共施設再配置計画が平成18年度に実現されるとともに、平成19年7月に箕面駅周辺整備計画を策定するなど、取り組みを進めている。また、止々呂美地区では、地域振興の実現に向け関係者等との協議が進められている。 ・新市街地においては、箕面新都心、彩都、水緑、小野原西の一部で計画的な整備が図られ、順次まちづくりが進んでいる。 ・NPO法人山麓保全委員会等を介して山林所有者、市民団体、行政間の協働による山麓部の豊かな自然の保全・活用が着実に進んだ。 | これからも箕面市に住みたいと思っている市民の割合 新市街地における定住人口増加数 自然緑地指定同意面積 | 80.7% 884人 71ha | 78.1% 1,117人 72ha | 83.0% 6,570人 75ha | ・既成市街地の再整備を進めていく上で、関係者との協働が不可欠であり、行政と地元との役割分担を明らかにし、行政と地元が連携して、活性化方策に取り組む必要がある。 ・止々呂美地域については、箕面森町で一部まちびらきが行われ着実に人口の定着が見られているが、新都市との地域共生に向け、地域の活性化を含めた周辺整備が求められている。 ・箕面新都心については基盤整備が完了しているが、今後はまちの発展期を見守り、北急延伸を目標にまちの成熟期に向けた施策が必要である。 ・みのお山麓保全ファンドの活用促進のPRを通して自然緑地の指定をさらに推進する必要がある。 |
| 【20政策】 公共交通機関の整備 | 環境への負荷の少ない交通体系を形成し、新市街地の形成と連携のとれた広域公共交通の整備と、より安全で安心できる利便性の高い市内公共交通の整備を進める。 【施策体系】 (1) 鉄軌道の整備 (2) バス路線網の整備 (3) 公共交通機関への乗り継ぎの促進 (4) 自動車交通の適正化 | ・北大阪急行線延伸は、平成16年10月に近畿地方交通審議会第8号答申に位置付けられたことを契機に「北大阪急行線延伸検討委員会」を設置し、関係者間で「整備計画案」を取りまとめた。 ・バスの利便性向上のため、低公害型ノンステップバス・ノンステップバス導入補助、バスICカードシステム導入補助を実施した。 ・鉄道利用者の利便性向上のため、桜井駅のバリアフリー化を進めた。牧落駅のバリアフリー化については、平成22年度を目標に取り組みを進めている。 ・かやの中央（箕面新都心）のまちびらきに合わせて、十分な収容台数の駐車場施設を整備した。 | 鉄軌道の整備に関する満足度 バス路線網の整備に関する満足度 公共交通利用人数（阪急電車） 生活道路の円滑な交通（渋滞）に関する満足度 | 8.2% 11.5% 37,461人 32.3% | 8.2% 17.0% 41,396人 33.1% | 9.8% 14.6% 37,500人 33.0% | ・北大阪急行線の延伸実現に向けて、具体的な整備主体や運行主体、また整備手法などについて、関係者が合意可能な計画を取りまとめる必要がある。 ・バスの利便性向上のため、東西方向や市内循環等のバス路線の整備を実現する必要がある。 ・休日における国道171号の交通渋滞対策が必要である。 ・観光シーズンにおける国道171号、かやの中央（箕面新都心）、豊中亀岡線、箕面池田線等での交通渋滞対策が必要である。 |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|-------------------------------|--|---|------------------------|----------|----------|----------|--|
| 【21政策】 道路の整備 | 歩行者の安全確保と交通の円滑化に視点をおきながら、良好な景観を備えた道路・歩道・自転車道の整備を促進する。 【施策体系】 (1)道路ネットワークの充実 (2)安全で快適な都市環境の整備・保全 (3)都市防災の強化 | ・道路ネットワークを充実させるための都市計画道路の整備においては、都市計画道路小野原豊中線及び都市計画道路萱野東西線を整備した。また、都市計画道路の見直しを行い、「桜井豊中線」については必要性が低いため廃止した。 ・街路灯の設置・道路反射鏡の設置を行い、交通事故の防止を図ってきた。 ・歩道段差改良工事等を実施し、「箕面市交通バリアフリー基本構想」の推進を図った。 ・狭隘道路については、市民の建築に伴い道路幅の整備が行われ、消防活動の困難区域の解消を図った。 | 都市計画道路整備率 | 51% | 51% | 63% | ・市内の人口増加やまちづくりの進行により交通量が増加しており、交通事故防止や渋滞緩和、騒音防止等の取り組みを行う必要がある。 ・歩道段差改良割合は増加しているが、段差及び障害物による移動に不便を感じている人も増加しており、引き続き段差の改良を行う必要がある。 |
| | | | 歩道段差改良割合 | 81% | 80% | 85% | |
| | | | 狭あい道路側溝整備（申請）件数 | 826件 | 826件 | 986件 | |
| 【22政策】 上・下水道、河川（ため池）の整備と運営 | 浄水処理・水道水質監視システムを強化し、水質の安全確保を図る。また、雨水排水施設の整備と併せ、地下水の涵養や河川への流出抑制等の総合的な浸水対策を図っていくとともに、環境負荷を低減するための水資源の有効活用を図る。河川・ため池については、その構造や周辺の土地利用状況等を勘案しながら、自然環境の保全を図る。 【施策体系】 (1)上水道 安定した給水体制の確立 安全で良質な水の供給 (2)下水道 公共下水道整備の推進 公共下水道施設の適切な維持管理 (3)河川（ため池） 河川環境の保全 ため池環境の保全 | ・健全な経営基盤を確立するため、平成15年度から下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上水道・下水道ともに営業収支比率100%以上を維持した。 ・浄水処理・水道水質監視システムを強化するため、膜ろ過処理の導入・箕面浄水場中央監視制御設備の更新を行った。 ・災害に強い安定した給水体制を確立するため、平成16、17年度に青松園配水池の耐震化を完了し、整備率76%になった。 ・生活環境の維持・改善を図るため、污水管の整備を進め、供用開始地区内の水洗化率は平成19年度末でほぼ100%になった。 ・地下水の涵養や河川への流出抑制等の総合的な浸水対策を図りつつ、雨水排水施設の整備を進め、雨水整備率は平成19年度末で71.5%に達した。 ・周辺の景観と調和した河川環境を創造するため、アドプト活動推進要綱や大阪府アドプトリバープログラムに基づき、河川に対するアドプト活動の受け皿を整え、アドプト活動団体が増加した。 | 営業収支比率（上水道） | 100%以上 | 109.7% | 101.7% | ・箕面森町や彩都のまちびらき等により、水需要が増加すると見込まれることから、安定的に給水をしていくために、老朽施設の更新とともに新市街地への給水体制及び公共下水道の整備が必要である。 ・配水池等耐震施設診断結果、補修計画に基づき、計画的に水道施設の耐震化を行う必要がある。 ・市街地における幹線雨水管整備はほぼ完了したが、今後、計画を超える局地的な大雨への対応が必要である。 ・農業人口の減少と農業生産者の高齢化により、ため池用水の利用が低下し、ため池の維持管理が課題である。 ・河川・ため池への不法投棄が増加しており、不法投棄の防止に向けた対策が必要である。 |
| | | | 営業収支比率（下水道） | 100%以上 | 128.2% | 120.9% | |
| | | | 河川（ため池）、親水公園に関する満足度 | 8.9% | 11.8% | 15.0% | |
| 【23政策】 美しい景観形成 | 良好な景観形成に向け、市民の自主的な活動を支援するとともに、NPO等市民活動団体との協働により市民意識の高揚を図る。 【施策体系】 (1)山なみ景観の保全 (2)良好なまちなみ景観の形成 | ・箕面市都市景観条例に基づく許可制の適切な運用によって、山麓部における山なみ景観が維持された。 ・平成18年12月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年4月から景観法（景観計画）及び都市景観条例を施行した。 ・都市景観形成地区の指定をめざした市民による自主的なまちなみルール作りを支援した。 | みのお山麓保全ファンド助成件数 | 95件 | 90件 | 110件 | ・山裾の高層建築物や工作物の設置等による山なみ景観や眺望景観の阻害が問題化しつつあり、山麓部を保存するため土地所有者、市民団体、行政が協働できる体制の充実を図る必要がある。 ・高層マンションや商業・遊戯施設の建設が相次ぐなど、暮らしに身近なところで環境やまちなみの変化が目につくようになってきているため、市民・事業者・行政の各主体が協働し、良好なまちなみ景観の形成を進める必要がある。 ・都市景観形成地区である「小野原西地区」「箕面森町地区」「彩都粟生地区」においては、山なみ景観の調和等について慎重な協議を行っていく必要がある。 |
| | | | 都市景観形成地区の数 | 5地区 | 5地区 | 8地区 | |
| 【24政策】 情報の活用 | 情報伝達手段の整備充実に取り組み、情報の提供や運用手段の課題を認識したうえで、積極的な行政情報の提供に努め、市民の生活がより豊かになるように、地域の情報化を進める。 【施策体系】 (1)行政情報の提供 広報紙の充実と広報体制の整備 様々なメディアの活用 (2)地域情報化の推進 | ・広報紙の発行については、平成17年度から32ページ編集とし、これまで掲載しきれなかった各種事業・催しを毎号掲載できるように見直しを行った。 ・市ホームページについては、平成15年にリニューアルを行い、見やすさ・読みやすさを重視したページづくりに努めている。また、音声認識ソフトを活用する等、アクセシビリティに配慮したページづくりを行っている。 ・体育施設利用申請や図書館蔵書検索、公共施設の予約・照会などインターネットを活用した市民サービスが普及し、日常生活に密着した情報化の充実を図った。 | 広報紙「もみじだより」を読んでいる市民の割合 | 71.70% | 68.70% | 80% | ・市ホームページの一層のバリアフリー化など、全面的に更新する必要がある。 ・システム構築時から年数が経ち、抜本的な再構築が必要なシステムの増加が課題である。 ・総合行政ネットワークは、広域（全国）ネットワークの利点を活用しきれないため、国、府、近隣市などと連携して、活用方を検討する必要がある。 |
| | | | 市ホームページへのアクセス件数 | 458,036件 | 527,324件 | 680,000件 | |

| 政策名 | 目標 | 取組状況 | 成果指標 | H17基準値 | H18調査値 | H22目標値 | 課題 |
|----------------------------|---|---|-----------------------------------|--------|--------|--------|---|
| 【25政策】 コミュニティの 維持・再編 | 自治会活動をはじめ、さまざまなコミュニティ活動が地域で活発に行われるような環境づくりを進め、本来地域が有している防災・防犯・子育て・福祉等の機能が十分に発揮されるような仕組みを整える。 【施策体系】 (1) コミュニティ活動の推進 (2) 地域活動の拠点づくり (3) 地域密着型の行政運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体活動が盛んになり、地域コミュニティの維持・再編に向けて、意識を持つ市民が増加している。 ・コミュニティセンターに対して指定管理者制度及び利用料金制度を導入した。また、福祉活動拠点にて地域の団体が連携し、地域活動を活発に展開している。 ・地域の課題を解決するため、まちづくりを考える協議会等を開催して議論した。 | 自治会加入率 | 55.8% | 54.7% | 60.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・既存自治会会員の自治会離れ、または自治会加入世帯全体の高齢化が進んでいること等により、自治会加入率の低下が課題である。 ・自治会館等の地域集会施設とコミュニティセンターの役割分担が必要である。 ・行政からの一方的な説明ではなく、地域の意見を聞きながら行政運営に反映する仕組みづくりが必要である。 |
| | | | コミュニティセンター稼働率 | 37.3% | 38.3% | 66.0% | |
| | | | まちづくりに市民の意見や考え方が取り入れられていると思う市民の割合 | 25.3% | 29.0% | 35.3% | |
| 【26政策】 市民参加の充実 | 市民参加の取り組みの成熟に向け、さまざまな場面での市民同士や市民と行政とが議論し活動していく機会を積極的に設け、互いの役割を明確にしながら、市民と行政の対等なパートナーシップを実現・充実していく。 【施策体系】 (1) 市民参加によるまちづくり (2) 市民活動促進機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上の「ご意見箱」、まちづくり市民塾、地域対話集会、市民会議、など市民の参加機会を増やし、市民参加を充実させた。 ・「箕面市パブリックコメント手続きに関する指針」を策定し、市民意見聴取の一つの手段として全庁で統一した。 ・「市民の声取扱要綱」を策定し、市に届けられる市民の声に適切に対応するためのルールを定めた。 ・NPOに対する補助金制度の整理やNPO委託に関する調整会議の開催などNPO活動団体の公共サービス参入のための支援制度を充実した。 | 公開会議の傍聴者数 | 175人 | 159人 | 200人 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の機会を充実してきた一方で、まちづくりに市民の意見や考え方が取り入れられていると思う市民の割合が低迷しているため、市民参加の状況を検証し、さまざまな市民参加手法を適切に実施できるよう整理する必要がある。 ・行政とNPOとの協働件数が伸び悩んでいるため、引き続き庁内職員への協働に対する啓発を行うとともに、NPOからの活発な提案を促すため、協働フロンティア事業制度（企画提案型）などを推進する必要があるが、委託事業費に人件費を算入するなどNPOの経営改善を図る必要がある。 |
| | | | NPO登録数 | 100件 | 101件 | 120件 | |